

彩の国さいたま芸術劇場
レストラン等運営事業者募集要項

令和5年8月

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

目 次

	ページ
1 募集の目的	2
2 芸術劇場の概要	2
3 募集の概要	2
4 応募資格	3
5 応募手続	4
6 説明会及び現地見学会	5
7 質問及び回答	5
8 審査・選定	5
9 契約先候補者の決定方法	5
10 契約の相手方の決定方法	6
11 その他	6
【参考】募集スケジュール	6
資料1 営業条件・管理条件	7
【様式第1号】提案参加申込書	10
【様式第2号】会社（業務）概要書	11
【様式第3号】企画提案書	12
【様式第4号】質問書	20

別紙 彩の国さいたま芸術劇場の配置図

1. 募集の目的

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という）が管理・運営を行う彩の国さいたま芸術劇場（以下「芸術劇場」という）はレストラン等の飲食提供関係施設を設けている。

芸術劇場という場の特徴を生かし、魅力ある場所・時間を楽しめる賑わいの創出を一層進めるため、改修工事中の芸術劇場がリニューアルオープンする令和6年3月から、財団が芸術劇場のレストラン等の運営を委託する事業者（以下「事業者」という）を新たに選定することとし、受託を希望する事業者を募集するものである。

2. 芸術劇場の概要

(1) 施設概要

- ・所在地 さいたま市中央区上峰3-15-1
- ・開設年月日 平成6年10月15日
- ・建築面積 10,765.03㎡ / 延床面積 23,855.81㎡
- ・構造 鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下2階・地上4階
- ・主要施設 ア 大ホール（客席776席）
 イ 音楽ホール（客席604席）
 ウ 小ホール（客席266～346席）
 エ 映像ホール（客席150席）
 オ 稽古場（大稽古場、中稽古場（2室）、小稽古場（3室））
 カ 練習室（大練習室、中練習室、小練習室（4室））
 キ レストラン、カフェテリア、ビュッフェ
 ク 舞台芸術資料室
 ケ 地上・地下駐車場（155台）

(2) 開館日数等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開館日数	325日	324日	323日
施設利用者数	338,935人	359,983人	334,117人

※令和2年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、また令和4年度は大規模改修工事に伴い半年間の営業であったため除外した。

3. 募集の概要

(1) 募集内容

- ・芸術劇場内のレストラン、カフェテリア、ビュッフェコーナー（以下、「レストラン等」という）の全ての飲食等提供及びその管理業務

※なお、飲食提供以外の営業業務を加えることも可とします。企画提案書に内容を記載ください。

(2) 飲食提供関係施設の概要

場 所	面積
レストラン	233.20㎡
カフェテリア	96.40㎡

ホールのビューフェコーナー (大ホール、音楽ホール、小ホール)	13.81 m ² (大ホール)
	11.19 m ² (音楽ホール)
	6.85 m ² (小ホール)
専用駐車場 (顧客用・職員用)	8台分

※上記の場所全てについて、管理運営業務を行うことを条件とする。

(3) 契約期間

- ・令和6年3月1日から令和7年3月31日までの1年1か月間
(当財団が埼玉県から指定管理者として指定を受けている期間。なお、上記期間後、指定管理の更新(通常5年間)を受けて、契約期間を延長する予定である)

(4) 受託者選定のポイント

① 文化施設に相応しい出店コンセプト

- ・文化施設に相応しく、芸術文化と親和性のある出店コンセプト。

② 賑わいの創出

- ・芸術劇場の立地する地域の特性や施設の特徴を生かしたレストラン等の運営による、公演鑑賞や施設利用を目的とした来館者だけでなく、地域の方々や地域を来訪するの方々への飲食等の提供により、施設を拠点とした地域の賑わいの創出に資する。

③ 財団との連携、協力

- ・財団が主催する公演内容と連動した商品・サービスの提供や各種イベントへの協力など、財団実施事業への協力。

④ ホスピタリティの維持向上

- ・店舗は清潔感のある外観、装飾とし、車椅子利用者等にも配慮すること。
- ・店舗に対する要望や意見の把握、利用者に対してきめ細やかで柔軟な対応に努めるなど、常に質の高いサービス、ホスピタリティを有すること。

(5) 営業条件・管理条件について

- ・資料1「営業条件・管理条件」のとおりとする。

4. 応募資格

以下の全てに該当すること。

- ① 令和6年3月1日現在において、飲食業について必要な営業資格を有する法人事業者であること。
- ② 公の施設や同規模施設での飲食店舗の管理運営実績、又は確実な運営見通しがあり、安全かつ魅力的に実施する企画運営力や信頼性を有すること。
- ③ 過去3年間、火災などの事故がないこと。
- ④ 埼玉県内に仕入先等を有し、迅速・安全・衛生的に食品を搬送できること。
- ⑤ 事業者の負担すべき経費について、負担能力があること。
- ⑥ 事業税等の滞納がないこと。

5. 応募手続

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
①提案参加申込書	様式第1号	1部
②会社（業務）概要書	様式第2号 ※会社の概要が分かる資料（パンフレット）があれば添付する	1部
③資格・免許等	業務内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格、免許等の写し ※飲食店営業許可証、食品衛生責任者資格者証 等	1部
④登記事項証明書	履歴事項全部証明書	1部
⑤納税証明書	直近3年分の法人事業税の納税証明書、法人税又は所得税及び消費税の納税証明書	1部
⑥財務諸表類	直近3年分の貸借対照表、損益計算書の写し	1部
⑦企画提案書	様式第3号 【記載内容】 1. レストラン等の業務内容に係る企画提案 (1) レストラン等の運営方針及び収支計画 (2) 営業時間（予定） (3) メニュー、サービスの構成及び価格設定の特徴 (4) 賑わいの創出につながる取組 (5) その他自由提案 2. 実施体制に係る企画提案 (1) 従業員の配置計画、接遇教育及び利用者からの要望・苦情等への対応 (2) 地域及び財団への貢献 (3) 危機管理及び安全管理	1部

※ 証明書は提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

※ 様式の内容が網羅されていれば、別葉でも可とする。

(2) 書類作成の注意

- ・ 提出書類は証明書、資格・免許等の写し以外できる限りA4サイズとする。
- ・ 企画提案書は分かりやすく簡潔に記載する。提出書類は、一切返却はしない。

(3) 提出期間

- ・ 令和5年8月28日（月）から令和5年9月11日（月）まで（必着）

(4) 提出方法

- ・ 持ち込み、下記の住所へ郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにて提出すること
〒338-8518 さいたま市浦和区高砂3-1-4 埼玉会館内
（公財）埼玉県芸術文化振興財団 企画・地域振興課 赤岩・堀江
電話：048-858-5502 Mail：kikakuchiiki@saf.or.jp

6. 説明会及び現地見学会

説明会を実施するので、希望される場合は事前に電話又は電子メールで申込みをすること。下記日程以外で希望する場合は、個別に相談すること。

また、現地見学会を希望する場合は、個別に相談すること。

- ・日 時 令和5年8月28日（月）午後3時30分～午後4時30分
- ・場 所 埼玉会館 4C会議室
- ・申込み締切 令和5年8月28日（月）午前10時まで
- ・連絡先 （公財）埼玉県芸術文化振興財団 企画・地域振興課 赤岩・堀江
電話：048 - 858 - 5502 Mail : kikakuchiiki@saf.or.jp

7. 質問及び回答

本募集要項について質問がある場合は、様式第4号「質問書」を5（4）に掲げる提出先に電子メールで提出すること。

- ・受付期間 令和5年8月28日（月）午前9時から
令和5年9月 4日（月）午後5時まで
- ・回 答 令和5年9月 5日（火）以降に、回答予定

8. 審査・選定

応募資格ほか提出資料を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

（1）応募者が5者を超える場合

- ① 第一次審査（書類審査）：9月下旬（予定）
 - （ア）企画提案書ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。
 - （イ）第一次審査の結果は提案者全員に通知文書を送付する。
 - （ウ）第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。
- ② 第二次審査（プレゼンテーション）：9月下旬（予定）
 - （ア）企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
 - （イ）プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、第一次審査の結果とともに別途通知する。
 - （ウ）審査の結果は、9月下旬（予定）にプレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

（2）応募者が5者以下の場合

- ① 応募書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション（9月下旬予定）の審査を実施する。
- ② プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、別途通知する。
- ③ 審査の結果は、9月下旬（予定）にプレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

9. 契約先候補者の決定方法

財団が別途開催する「飲食提供業務等運営受託者選定委員会」において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

10. 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目項目について、提案された内容を加え、契約先候補者と財団の間で協議の上、委託契約書を締結する。
- (2) 以下の場合には、事業者の内定を取り消すものとする。
 - ①提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ②正当な事由なく契約手続に応じなかったとき。
 - ③「4. 応募資格」に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ④事業者の経営環境の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。
- (3) 上記による内定の取り消し又は内定の辞退があった場合には、次点者を繰り上げるものとする。

11. その他

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

【参考】募集スケジュール

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	～9/11(月)まで	財団HP上に掲載
提案参加申込書等提出期間	8/28(月)～9/11(月)	関係書類も提出
説明会	8/28(月) 15時30分～	事前申込が必要 (8/28(月) 10時まで)
質問書提出	8/28(月)～9/4(月)	
質問に対する回答	9/5(火)以降	
書類審査及びプレゼンテーション	9月下旬(予定)	日程は別途連絡
選定結果の通知	9月下旬(予定)	

資料 1

営業条件・管理条件

1. 営業内容に関する条件について

(1) 営業日・営業時間

- ・彩の国さいたま芸術劇場における開館日、開館時間を踏まえ営業すること。

開館日数 年325日程度

開館時間 午前9時から午後10時までの間

(2) 実施体制

- ・従業員は、公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務に当たり、利用者に対して誠意ある接客対応を行うこと。
- ・利用者からの要望、クレームに対しては、誠意を持って対応し、重要な内容とその対応状況は、財団に対して報告すること。
- ・地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること。
- ・財団が実施する自主企画事業やイベント、大規模災害時における協力など、施設運営に協力すること。
- ・レストラン等で万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うこと。

(3) 飲食等営業の許可等の取得

- ・飲食等営業に関して必要な許可等は事業者が取得し、財団に報告を行うこと。なお、これに必要な費用は事業者が負担すること。

(4) 再委託の禁止

- ・事業者は契約に基づく全部又は一部について、第三者に譲渡・転貸又は担保に供する等一切の行為をすることはできない。
- ・また、第三者への再委託による運営も禁止する。ただし、事前協議の上、財団が書面により承諾した場合はこの限りではない。

(5) 契約満了・解除時の留意事項

- ・事業者は、業務委託契約が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をすること（契約解除の場合も同様）。ただし、事前協議の上、財団が書面により承諾した場合はこの限りではない。
- ・事業者は、造作・什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。（契約解除の場合も同様）
- ・契約終了、契約解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

(6) 損害賠償

- ・事業者は、業務の遂行に当たって、第三者又は財団に損害を与えた場合、事業者の責任において賠償しなければならない。
- ・保健所、消防署等の行政指導により、財団が事業者に対して業務の停止を命じたとき

は、事業者は直ちに従うこと。また、事業者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。

- ・事業者は生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを財団に提出すること。

(7) その他

- ・通路上等に看板や案内板を設置する場合、財団に事前協議し、承認を得ること。
- ・飲食物のメニュー・価格を改定する場合、財団に事前に報告すること。
- ・施錠管理は、財団から指示を受けた方法によること。
- ・食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、施設利用者に影響のないよう配慮し、財団から指示を受けた方法によること。
- ・施設における喫煙は、財団の指定した場所で行うこと。
- ・レストラン等の衛生管理等を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、適切に管理、処分すること。
- ・レストラン等及びその周辺を清潔に保ち、施設的美観、衛生環境を損なわないようにすること。
- ・施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が財団からあった場合は、協力すること。
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、都度財団と協議すること。
- ・以下に該当するときは、契約を取り消し、又は変更することがある。
 - ① 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - ② 事業者が契約条件に違反をしたとき
 - ③ 事業者が応募者の資格を失ったとき
 - ④ 埼玉県が財団に対する芸術劇場の指定管理者の指定を取り消す等の場合

2. 管理条件について

(1) 管理手数料の支払い

- ・営業許諾、施設使用料にかかる受託経費として、下記のとおり固定手数料と売上の一定割合を変動手数料として財団あてに支払うこと。
- ・ただし、変動手数料については、令和6年3月1日から令和7年3月31日までの1年1か月間は支払いを免除する。上記期間後については、別途協議する。

科目	支払頻度	金額
固定手数料	月次	年額 2,250,000円 (月額 187,500円)
変動手数料 (売上に対し一定割合)	四半期	売上に対し、3%以上の支払い

- ・納付時期及び方法

固定手数料は、当該月の月末までに、変動手数料は、別途財団が指定する期日までに、財団が指定する口座に振り込むこと。

(2) 備品等調達、修繕費用

- ・施設内に新たに設置する厨房機器・照明等の設備・業務に必要な用度品に関する費用は、事業者の負担とする。また、当初から備え付けされた設備・備品等に関する維持管理、修繕費用については、消防用設備を除き事業者の負担とする。

- ・なお、当初から備え付けされた設備・備品等について、修繕・更新等する場合は、財団に事前協議し、承認を得ること。

(3) 経費負担区分

- ・以下については、事業者が負担することとする。

- ①光熱水費（電気・ガス・上下水道）
- ②施設・厨房内の清掃費（グリスフィルター、ゴミ置き場清掃を含む）
- ③汚泥及び廃棄物処理費
- ④店内・厨房等の消毒費（害虫・ネズミ駆除費用等）
- ⑤消耗品費、通信費、保険料等
- ⑥営業に必要な什器備品等の調達費用
- ⑦内装及び厨房設備等の修繕及び設置費

※なお、光熱水費については、財団が指定する方法により期限までに納付すること。

(4) その他

- ・契約保証金は免除する。
- ・毎月の売上金や利用者数など定期的な報告事項を遵守すること。
- ・レストラン備え付けの厨房、設備、備品等の使用料については、上記（1）の固定手数料に含むものとする。

【様式第1号】

提案参加申込書

令和5年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団理事長

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

「彩の国さいたま芸術劇場レストラン等運営事業者募集要項」に記載された内容を全て承知し、彩の国さいたま芸術劇場におけるレストラン等運営事業者の公募に参加したいので、提案参加申込書を提出します。

また、本申込書の提出に当たり、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先)

所属部署	
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

商号又は名称	
代表者 職・氏名	
住所（所在地）	
設立年月日	
資本金	
企業理念	
事業経歴（沿革）	
営業所（店舗）一覧 （製造工場、調理場含む）	
従業員数	正社員： パート数：
事業実績 ※募集要項の「4 応募 資格」にある事業実績 のうち代表的なもの	施設名： 所在地： 店舗面積： m ² （ 席）
	施設名： 所在地： 店舗面積： m ² （ 席）
	施設名： 所在地： 店舗面積： m ² （ 席）
その他特記事項	

【様式第3号】

企画提案書

令和5年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団理事長

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

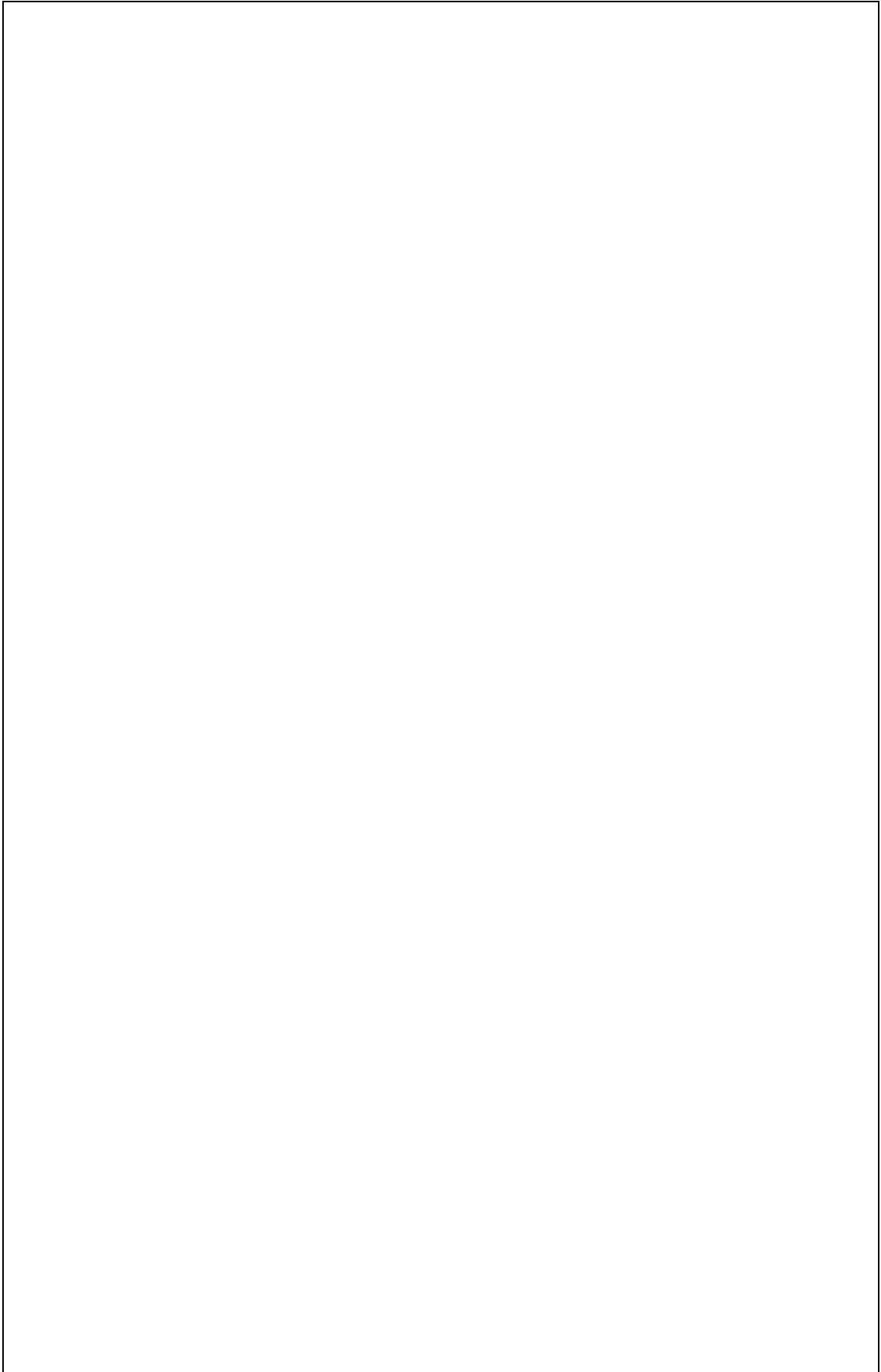
「彩の国さいたま芸術劇場レストラン等運営事業者募集要項」に基づき、レストラン等運営の企画提案書を提出します。

なお、レストラン等運営事業者に選定された場合には、本要項に定められた条件及び企画提案書の内容を誠実に実行することを誓約します。

1. レストラン等の業務内容に係る企画提案

(1) レストラン等の運営方針及び収支計画

① レストラン等の運営方針



②レストラン等の年間収支計画

(単位：円)

	項目	芸術劇場	備考
	売上高		
	受取手数料		
	売上高計		
	直接材料費		
	直接従業員給与手当		
	光熱・水道・動力費		
	外注費		
	売上原価計		
	役員給料手当		
	間接従業員給料手当		
	福利厚生費		
	消耗品費		
	広告・宣伝費		
	車両燃料・修繕費		
	土地・建物賃借料		
	減価償却費		
	保険料		
	支払利息・割引料		
	租税公課		
	その他営業費		
	営業費計		
	差引損益		

※彩の国さいたま芸術劇場の来場者数等を参考に作成してください。

(年間収支に関する考え方)

(2) 営業時間(予定)

【レストラン】			
・営業開始時間	午前	時	分から
・営業終了時間	午後	時	分まで
【カフェ】			
・営業開始時間	午前	時	分から
・営業終了時間	午後	時	分まで

(3) メニュー、サービスの構成及び価格設定の特徴

① レストラン等のメニュー構成及び価格設定の特徴

② レストラン等のメニュー構成及び価格(予定)

主なメニューの種類	品目	価格(税込)
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

※主なメニューについて、内容が盛り付けがわかる写真等の資料を添付してください。

③その他のサービス及び利用価格（予定）

サービスの種類	利用価格	備考
(例) ・弁当販売サービス ・コーヒー提供サービス	〇〇円～	

※利用者の利便性向上につながる提供可能なサービスを記入し、有料サービスの場合はその利用価格を記入してください。また、写真等の資料を添付してください。

(4) 賑わいの創出につながる取組

--

(5) その他自由提案

利用者の満足度向上や芸術文化と親和性のある取組、その他アピールする内容などを記入してください。

2. 実施体制に係る企画提案

(1) 従業員の配置計画、待遇教育及び利用者からの要望・苦情等への対応

①従業員配置計画

業務開始時間から終了時間までの時間帯別の従業員の配置計画を記入してください。

(例) 9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0 ○名 (正社員○名、パート等○名)

②従業員の接遇教育・要望や苦情等への対応方法

--

(2) 地域及び財団への貢献

地元の食材使用など、地域貢献に対する取組内容などを記入してください。また、財団が実施する自主企画事業やイベント等における協力など、施設運営に協力できる内容を記入してください。

--

(3) 危機管理及び安全管理

レストラン等における事故防止対策や事故発生時の対応、大規模災害時の事業継続計画（財団との連携を含む）について記入してください。また、安全管理や食品衛生管理についての対応方法を記入してください。

【様式第4号】

質 問 書

令和5年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団理事長

(企画・地域振興課 赤岩・堀江)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

「彩の国さいたま芸術劇場レストラン等運営事業者募集要項」に基づき、下記のとおり質問書を提出します。

項 目	質 問 趣 旨

彩の国さいたま芸術劇場の配置図

